

### 第36回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度3月第36回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時37分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号5番「小林堯（たかし）委員」より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

続きまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号6番「田端龍一」委員、7番「田中和夫」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「小川町空き家に付属した農地の別段の面積取扱要綱の制定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明します。議案第1号、小川町空き家に付属した農地の別段の面積取扱要綱の制定について「小川町空き家に付属した農地の別段の面積取り扱い要綱について別添のとおり定めることの承認を求める」とのことです。

まず、確認ですが、農地を耕作目的で取得するための農地法第3条の許可にはいくつか条件があります。

今回は、その中の「下限面積要件」についての確認となります。

通常、都府県は50a以上とされておりますが、地域の実情を踏まえて農業委員会が「別段の面積」を設定できることとなっております。

なお、小川町における別段面積は小川・大河・竹沢地区は30aに設定されています。

今回ご審議いただきます取扱要綱ですが、農業従事者の減少等により農家住宅の空き家が増加しており、空き家に付属した農地の遊休農地化への対応として、新規就農者等の定住の促進及び遊休農地の解消を図るため定めるものです。

それでは、別添資料「小川町空き家に付属した農地の別段面積取扱要綱（案）」をご覧ください。概要について簡単にご説明いたします。

第1条を読み上げます。

（第1条読み上げ）

条文は第1条から第10条まであり、小川町空き家情報バンクに登録された空き家に付随する農地を取得する際の別段面積を1aと設定する旨と、その条件、申請方法等について書かれております。

なお、条件につきましては第4条に書かれており、

・全部、又は一部が遊休農地であり、所有者や相続人により維持管理等行われる見込みがないこと。

・空き家と農地の所有者が同一人であること。

・取得した空き家に5年以上居住し、耕作すること。

・農用地区域（青地）でないこと。

を挙げております。

第5条は権利を取得する際の申請書類、第6条以降は空き家に付属した農地の指定、解除、告示等になります。

なお、総会で承認を得られ、決定しました後には告示をし、施行日は告示日とさせていただきます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

10番安藤委員 10番安藤です。4点ご質問させていただきます。  
①4条について確認します。遊休農地は農業委員が判断することで間違いはないでしょうか。  
②遊休農地ではない場所で、農家が亡くなり空き家になってしまった場合は、この制度を使うことができるのでしょうか。  
③青地の場合は取得できないこととなるが、白地と青地を両方持っている場合はどうなるのでしょうか。  
④他の市町村の制度を参考にしているのでしょうか。  
以上を確認させてください。

事務局 はい、事務局です。  
①につきましては、本人の申請ではなく、農業委員会が確認します。  
②については、農作業をされている方が亡くなってしまっても、まだ管理や保全がされ、きれいな状態の間は、積極的に農業をしている方に優先的に使用していただきたいので、原則対象ではありません。しかし、後継者がおらず、将来的に遊休化が予想される場合は対象となります。  
③については、白地は取得できます。青地は農業を頑張っている人に使用していただきたいので、原則取得できないこととなっております。  
④については、県内で最初に作った川島町を参考に作りこんでいます。  
以上です。

議長 他に質問、意見のある方は挙手をお願いします。

13番内野委員 13番内野です。5条3号について質問します。不履行をされた場合、誓約書ではなく確約書程度に抑えておいて、農業委員会の指導にすると9条とリンクできて良いのではないのでしょうか。

事務局 はい、事務局です。総務課の文書法規担当に相談いたします。

議長 他に質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第1号については可決、承認されました。議案第1号は、誓約書については事務局一任とし、原案のとおり制定することに決定いたします。ありがとうございます。

つづきまして、日程3、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について「申請人より農地法5条第1項第7号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

(申請番号1番から順に読み上げる)

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和3年度3月第36回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時8分です。